

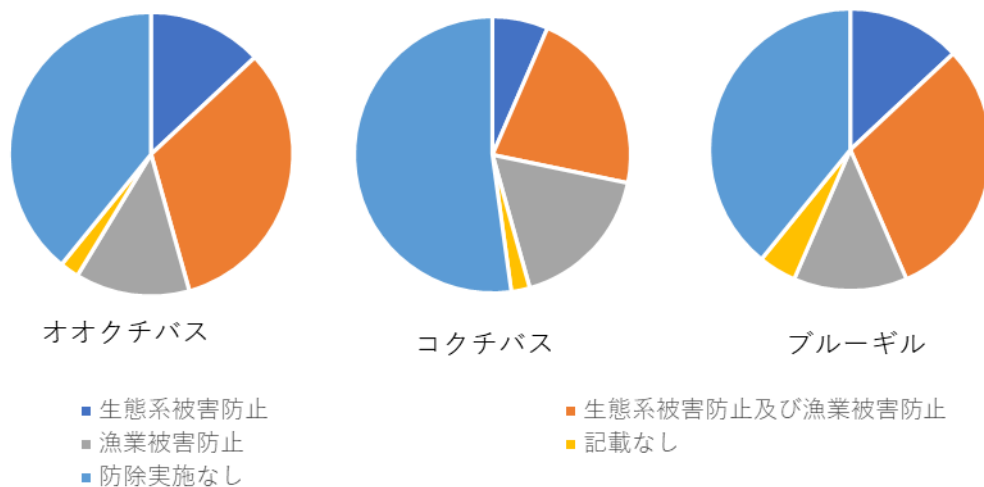
オオクチバス等に係る防除の現状について

「オオクチバス等に係る防除の指針」の改定のため、昨年度実施した都道府県対象のアンケート調査や今年度実施した自治体ヒアリング等をもとに、オオクチバス等の防除の現状を以下のように整理した。

1. 防除実施水域

都道府県へのアンケート調査結果によると、オオクチバス等防除の目的別では生態系被害防止が6県、生態系被害防止及び漁業被害防止が15県、漁業被害防止が6県となっていた。また6県に対して行ったヒアリングによると、全ての県で行われている防除は漁業被害防止を目的としており、生物多様性保全上重要な水域での生態系被害防止のみを目的とした防除は行われていなかった。~~それより、アンケート調査において生態系被害防止及び漁業被害防止と回答した県も、多くは漁業被害防止が主目的と思われた。~~同じくヒアリングによると、侵入初期の水域において対策の実施優先度が高いとの回答がみられた。

都道府県によるオオクチバス等防除の目的



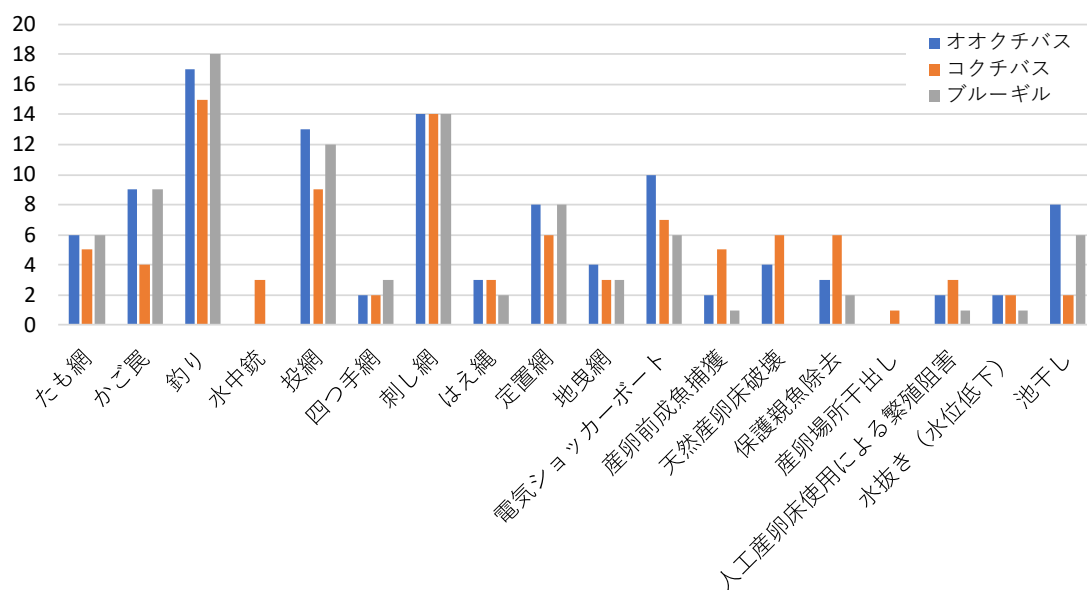
2. 防除技術

オオクチバス等の防除は、漁具（たも網、かご罟、釣り、水中銃、投網、四つ手網、刺し網、はえ縄、定置網、地曳網、電気ショッカー）による捕獲、産卵床破壊（直接かく乱、水位操作による干出）や保護親魚除去、人工産卵床による繁殖阻害、かいぼりによって実施される場合がほとんどであった。自治体ヒアリングでは、手法ごとに実施する季節などを工夫して組み合わせて用いているとの意見が複数寄せられた。また、最近ではこれらの手法に加え、新たな防除方法として、性フェロモンを用いた誘引、おとり個体による誘引、ライトトラップ（浮遊設置型）による仔稚魚の捕獲、ドローンによる産卵床探索と

ドローンから網を落としての親魚の捕獲が試験的に実施されているとの情報が自治体ヒアリングより得られた。

オオクチバスやブルーギルの場合、漁具による捕獲や産卵床破壊などで根絶に至った例はごく少数であった。一方で、コクチバスはため池のような小規模水域よりも河川やダム湖のような流水域や広大な水域に生息するため、漁具による防除が一般的だが、わずかながら侵入初期段階での漁具による防除での根絶例があるとの情報が山梨県へのヒアリングで得られた。

都道府県の防除で用いられた手法

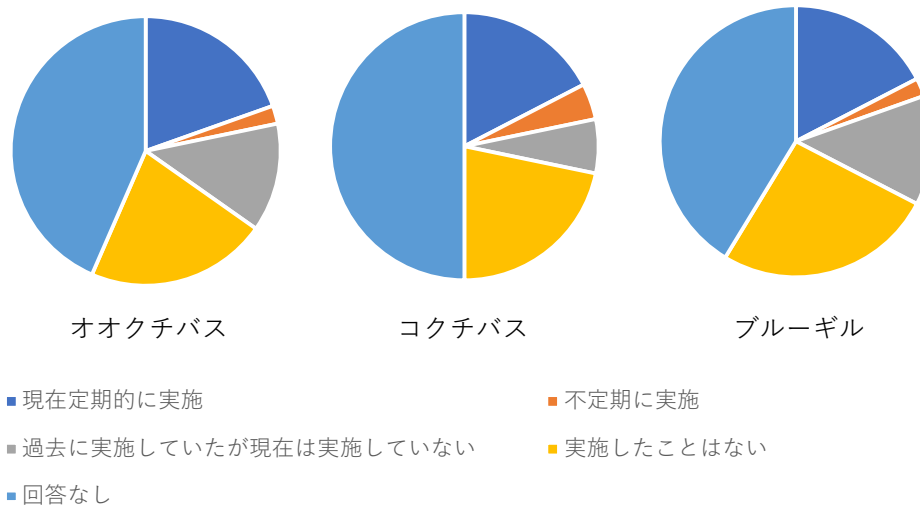


3. モニタリング

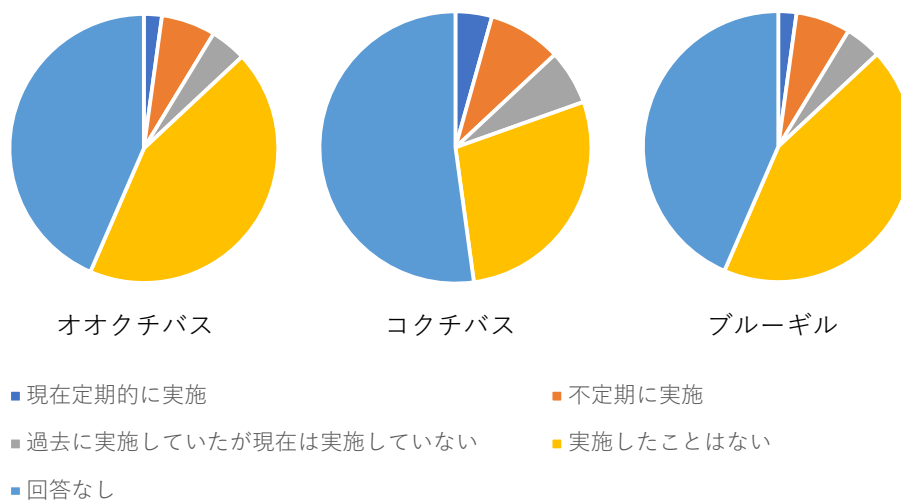
都道府県へのアンケートに調査によると、オオクチバス等の既定着地での生息状況調査としてのモニタリングを実施している都道府県は、全体の4分の1ほどにとどまった。また、未定着地での侵入確認調査としてのモニタリングの実施は、オオクチバスでは既定着地のその半数程度で、現在未実施（2県）も含めて6県、コクチバスではそれよりやや多く、現在未実施（3県）も含めて9府県、ブルーギルではオオクチバスと同数となっていた。オオクチバス等のモニタリングは多くの都道府県で行われていないのが現状で、特に未定着地での侵入確認としてのモニタリングはより少なかった。ただ、コクチバスについてはオオクチバスとブルーギルに比べて未定着地でのモニタリングを実施している府県が多く、最近分布を拡大しつつある本種への関心の高さが伺えた。

なお、侵入確認後の分布域の把握に環境DNA調査を活用しているとの情報が、山梨県と岐阜県へのヒアリングより得られた。

都道府県によるオオクチバス等の
既定着地での生息状況モニタリング実施状況



都道府県によるオオクチバス等の
未定着地域での侵入確認実施状況



4. 外来魚に対する普及啓発

都道府県アンケートの結果、全県（データなしの1県除く）が外来魚に対する普及啓発を実施していることが明らかとなった。

（1）違法放流対策

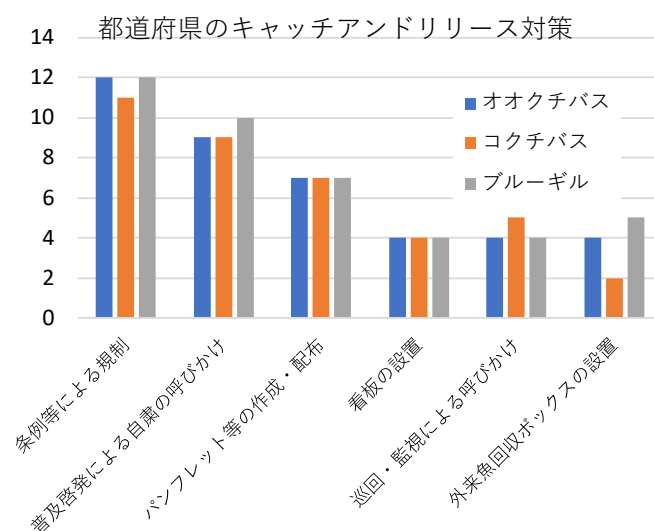
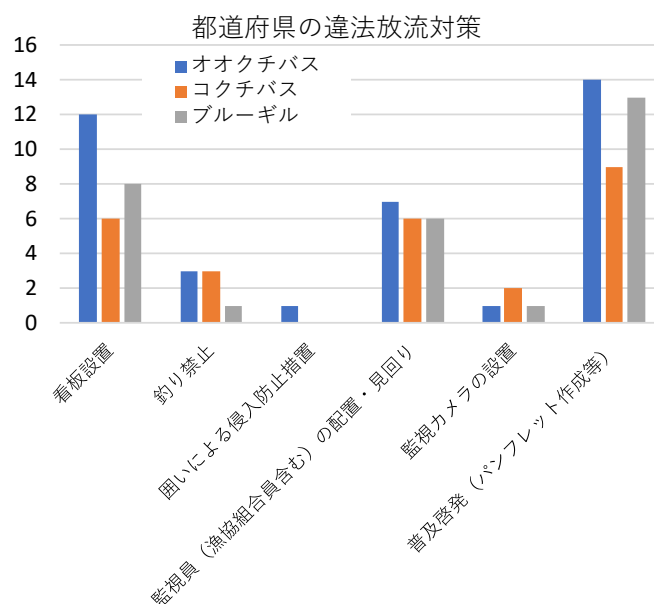
22 府県（オオクチバス 20 府県、コクチバス 6 県、ブルーギル 17 県）で何らかの形で違法放流対策が実施されていた。最も多く実施されているのはパンフレット等を用いた

普及啓発で、次いで看板の設置、監視員による見回りとなっていた。少数ながら監視カメラの設置や、その場所での釣り禁止なども実施されていた。

(2) キャッチアンドリリース対策

20 県（オオクチバス 18 県、コクチバス 16 県、ブルーギル 18 県）で何らかの形のキャッチアンドリリース対策が実施されていた。

最も多く実施されているのは条例等（内水面漁場管理委員会指示含む）による規制で、アンケート調査の回答では右グラフの通りの数だった。アンケート調査の回答に加え、都道府県 HP の情報によると、下表の通り、条例により規制しているのは 4 県、内水面漁業管理委員会指示等で規制しているのは 13 県だった。次いで普及啓発による自粛の呼びかけ、パンフレット等の作成、配布となっていた。この他、看板の設置や巡回・監視による呼びかけ、外来魚回収ボックスの設置も行われていた。なお、事前に実施した 6 県へのヒアリングによると、個体の買い取りもリリースを抑制する取組として行われていた。



都道府県のキャッチアンドリリースの条例等による規制状況（※は市町村条例による規制）

	条例			条例以外（委員会指示等）		
	オオクチバス	コクチバス	ブルーギル	オオクチバス	コクチバス	ブルーギル
北海道						
青森県						
岩手県				全域	全域	全域
宮城県				全域	全域	全域
秋田県				全域	全域	全域
山形県				部分	部分	部分
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県					全域	
埼玉県				全域	全域	全域
千葉県						
東京都						
神奈川県				部分	全域	部分
新潟県				全域	全域	全域
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県				部分	全域	全域
長野県				全域	全域	全域
岐阜県					全域	
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県	全域	全域	全域			
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県				全域	全域	全域
島根県						
岡山県						
広島県				部分	部分	部分
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県	全域	全域	全域			
長崎県						
熊本県	部分		部分			
大分県						
宮崎県						
鹿児島県	部分※		部分※			
沖縄県						

5. 外来魚にかかる課題に対応した条例の制定

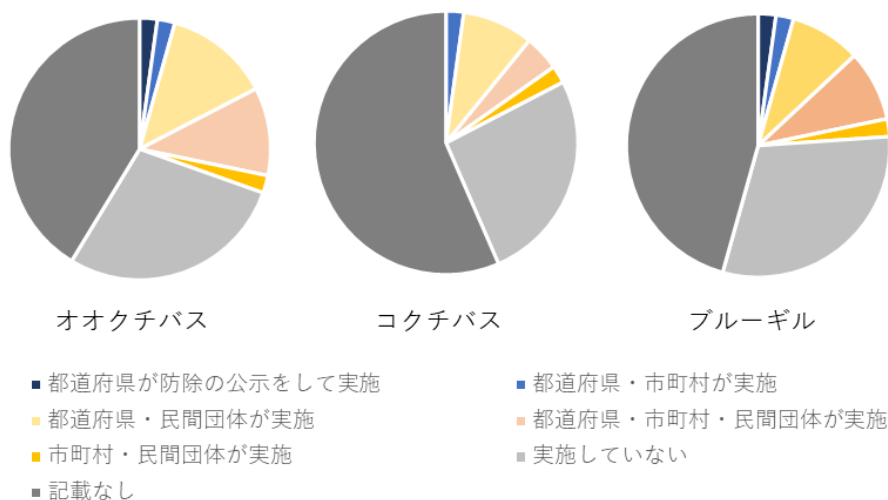
アンケート調査の結果によると、6 県（山形県、石川県、三重県、滋賀県、佐賀県、鹿児島県）が外来魚にかかる課題に対応する条例（外来種全般についての条例も含む）を制定していた。

6. 実施主体

法に基づく都道府県のオオクチバス等の防除は、オオクチバスにおいて 14 府県、コクチバスで 8 府県、ブルーギルにおいては 11 府県で実施されていた。このうち都道府県単独で実施しているものは少なく、多くの場合は民間団体に関わって実施されていた。市町村が都道府県の防除に関わっているケースは少なかった。

6 県に対するヒアリングでは、都道府県の防除は基本的には漁業上重要な場所で行われており、水産庁、都道府県が予算を補助して漁業協同組合が実施している場合が多かった。また生物多様性保全上重要な地域におけるオオクチバス等の防除は、地域の民間団体が実施主体となっている場合が多かった。

都道府県による法に基づくオオクチバス等の防除の実施体制



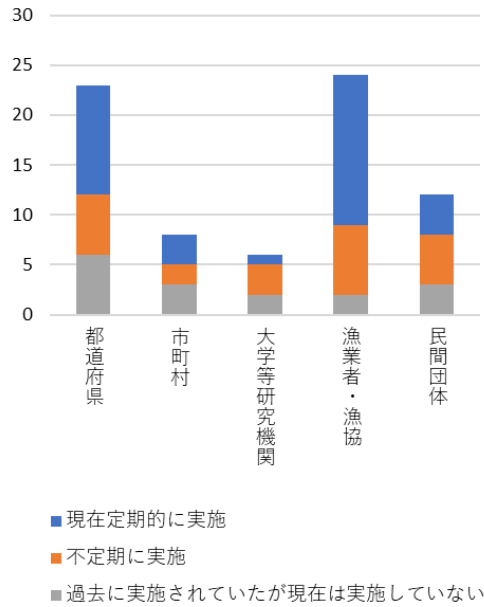
都道府県へのアンケートで、実施主体ごとの都道府県内での防除実施状況に係る回答からは、オオクチバス等の防除は漁業者・漁協によるものが多いことが分かった。さらに、市町村や大学等研究機関による防除よりも民間団体による防除が行われている都道府県の方が多かった。

6 県へのヒアリングによると、各県下の市町村との定期的な連絡の場が設けられている例は少なく、自治体内での連携体制はあまり作られていないことが分かった。

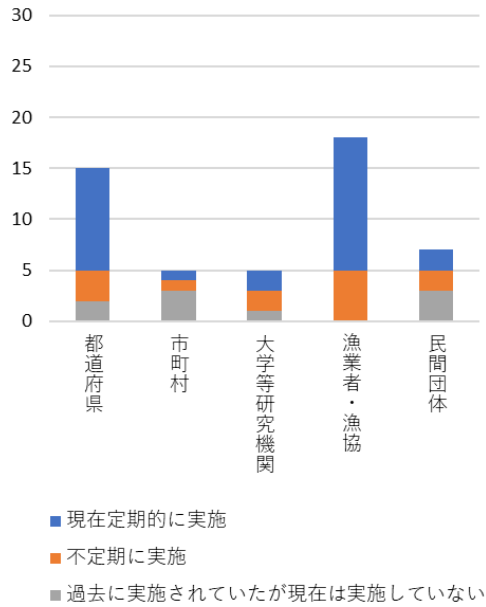
実施主体ごとの都道府県内での防除実施状況

※主体ごとに防除が行われている県の数であって、防除件数を示すものではない

オオクチバスの防除主体



コクチバスの防除主体



ブルーギルの防除主体

